

指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日：令和3年6月30日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
332	三菱電機システムサービス株式会社	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	山本 雅之	三菱電機システムサービス株式会社	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	令和3年5月24日